

## 新潟市「にいがた 2 km×8 区連携」ビジネスモデル創出事業 委託仕様書

### 1. 適用範囲

本仕様書は、新潟市「にいがた 2 km×8 区連携」ビジネスモデル創出事業の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、事業委託契約書に添付する仕様書は、委託候補者が決定したうえで協議し、別途作成する。

### 2. 委託事業名

新潟市「にいがた 2 km×8 区連携」ビジネスモデル創出事業

### 3. 契約期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 15 日（水）まで

※ただし、本事業は、内閣府の「2022 年度 地方創生支援事業補助金（自治体モデル事業補助金）（※1）」を活用するため、受託者は、契約終了後においても、本事業実施のノウハウを活かしながら令和 6 年度末まで受託者の自己負担により継続するものとする。

※1「2022 年度 地方創生支援事業補助金（自治体モデル事業補助金）」：

SDGs の達成に向けて、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、統合的に取り組むことにより、相乗効果を創出し、自律的好循環の形成に資する先進的で他のモデルとなる事業及びその取組や成果等について国内外へ普及啓発を行う事業を対象とする。

### 4. 事業背景・目的

本市は、令和 4 年 5 月に、内閣府より地方創生 SDGs の達成に向け優れた取組を提案する自治体として「SDGs 未来都市」として認定され、さらに本市提案の「将来に向けた持続可能な食と農の創出プロジェクト（※2）」が、特に先導的な取組として「自治体 SDGs モデル事業」にも認定された。

また、本市では、「にいがた 2 km（※3）」と名付けた都心エリアにおいて、「緑あふれ、人・モノ・情報が行き交う活力あるエリア」を創造し、8 区のネットワーク強化を図りながら、「本市経済・産業の発展を牽引する成長エンジン」としていく取組を推進しており、基本方針の一つに、「都心と 8 区の魅力・強みのコラボレーションによる新たな価値の創造」を掲げ、都心と田園が調和する本市の魅力発信と、異業種間の協業・変革を進め、次世代に向けたまちづくりに取り組んでいる。

本事業では、こうした取組を踏まえ、それらを相互に連動させながら、さらに効果的に推し進めていくため、デジタル技術を活用し、本市の強みである「食」と「農」の価値を高める新たなビジネスモデルを創出することで、「にいがた 2 km×8 区連携」の推進を図ることを目的とする。

※2「将来に向けた持続可能な食と農の創出プロジェクト」：

デジタル技術を有効活用し、本市の強みである「食」と「農」の価値向上に取り組むことで、経済・社会・環境面の課題解決につなげ、持続可能な「食」と「農」の創出を行うもの。

参考 URL（市ホームページ）：

[https://www.city.niigata.lg.jp/smph/shisei/seisaku/jigyoproject/sdgs\\_miraivision.html](https://www.city.niigata.lg.jp/smph/shisei/seisaku/jigyoproject/sdgs_miraivision.html)

※3 「にいがた 2 km」:

「選ばれる都市 新潟市」の実現に向け、「新潟市都心のまちづく推進本部会議」での検討を通じ、市民や関係団体・企業等の皆様から頂いたご意見・ご提案も参考にしながら、これからの都心のまちづくりの方向性として、『都心のまちづくり【「にいがた 2km」の覚醒】』を令和 4 年 2 月 15 日に策定。

<http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/jigyoproject/niigata2km.html>

## 5. 提案を求める事項

本事業は、上記目的を達成するため、以下の内容を含むものとする。

### (1) 事業構想

- ・本市の自治体 SDGs モデル事業「将来に向けた持続可能な食と農の創出プロジェクト(※1)」の趣旨を盛り込み、「にいがた 2 km × 8 区連携」の推進となる取組とすること。
- ・デジタル技術を有効に活用し、「にいがた 2 km」内の事業者と 8 区内の事業者が連携する取組とすること。
- ・「にいがた 2 km」と 8 区を対象地域として、本市の強みである「食」と「農」のフードサプライチェーンにおける新たなビジネスモデルを創出し、地域経済の活性化や持続可能なまちづくりへつながる取組を盛り込むこと。(例：消費者の利便性向上、地産地消、人材育成、販路の拡大、流通の効率化による環境負荷低減といった視点を盛り込むこと。)

### (2) 普及啓発の仕組みづくり

- ・目的の達成に向け、本事業の取組を広く周知し、事業が円滑かつ持続的に運営できるようデジタル技術を活用した仕組みを構築すること。

### (3) 実施体制の構築・代表団体の選定等

- ・事業の実現に必要な実施体制を構築し、共同企業体を構成すること。
- ・共同企業体は、代表となる構成団体を選定するとともに、構成団体の役割分担を明確にすること。

#### (代表団体の責務)

- ・共同企業体の構成団体相互の調整を図り、運営を管理する。
- ・市との連絡窓口を担い、随時、事業の進捗を報告する。
- ・受託した際は、市と契約を締結し、事業遂行におけるすべての責任を有する。

### (4) 事業計画

- ・「(1) 事業構想」に掲げた事業の実現に向けた事業計画を策定すること。また、事業実施において協議や調整等が必要となる時期とその相手先となる関係者を示すこと。

### (5) 成果指標・目標値の設定

- ・事業の成果を確認するための指標と目標値をあらかじめ設定するとともに、その測定方法について示すこと。

## (6) 実績報告

- ・事業完了後は、事業成果や目標値の達成度等を評価・分析し報告することとし、事業成果や目標値の達成度についての評価・分析の方策を提案すること。また、先導的なモデル事業の役割として、今後の他事業への展開につなげていくための課題や助言、提案なども盛り込むこと。
- ・契約終了後においても、令和6年度末まで受託者の自己負担により継続して実施する事業について、それぞれの年度終了後に当該年度の事業に係る実績報告を行うこと。

注：本業務は、(※3)「自治体モデル事業補助金」を活用するため、受託者においても3年間、モデル事業の運営に協力する責務を伴い、内閣府や有識者による進捗管理や他自治体の視察対応に協力するものとされている。

## (7) 委託費用・経費区分

- ・委託費用上限額 28,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・経費区分は下記のとおりとする。

区分	対象経費	上限
全体マネジメント・普及啓発等経費	自治体SDGsモデル事業達成のための計画策定、事業実施体制の構築、並びにSDGsに資する取組の普及啓発活動に必要な諸謝金、旅費、会議費、印刷製本費、補助員人件費及び委託料	800万円を上限とする。
事業実施経費	自治体SDGsモデル事業の達成に向けた取組に必要な外注費（施設整備に係る工事請負、機械装置導入、システム開発等）、諸謝金、旅費、会議費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費及び委託料	2,000万円を上限とする。

## 6. 事業管理

受託者は、事業責任者を配置し、適正に事業管理を行うとともに、定期的に本市と情報共有及び進捗状況の報告を行うこと。

## 7. 成果物の納品等

本事業に係る実績報告書を次のとおり、提出すること。

- (1) 納期：令和5年3月15日（水）
- (2) 納品場所：新潟市 都市政策部
- (3) 形式：紙媒体1部及びCD-R等の磁気媒体によるデータ
- (4) その他：併せて、事業完了後に履行届（自由様式）を提出すること

## 8. 留意事項

受託者は、事業履行に当たり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

### (1) 法令遵守

受託者は、関係法令を遵守して事業を遂行すること。

(2) 連絡調整

受託者は、本事業の関係者及び関係機関とあらかじめ密接な連絡調整を行い、本事業を安全かつ円滑に実施できるようにすること。

(3) 不測の事態への対応

受託者は、緊急時の連絡体制と現場の初動体制を明確にした上で、不測の事態（新型コロナウイルス感染拡大を含む）により提案内容の実施に支障が生じた場合、市と協議の上速やかに対応すること。

(4) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事業を効率的に行う上で必要と思われる事業については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は事業の一部を委託することを可とする。

(5) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

(6) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、事業を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託事業終了後も同様とする。

(7) 著作権等に係るもの

本事業の実施にあたり制作した成果品について生ずる一切の著作権は全て市に帰属するものとする。第三者の著作物を使用する場合、市が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

(8) その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。
- ・事業完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに監督職員が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。
- ・事業終了後、この契約に関しての事業評価を行う。
- ・受託者は、事業完了後5年間、本事業にて使用した書類、伝票、領収書等を、本市の求めに応じて閲覧に供することができるよう保管すること。